

参考資料 八重干瀬及び周辺地域自然環境保全活用促進事業
(国立・国定公園指定に向けた取り組み)

宮古島市は、将来の高い目標として八重干瀬の世界遺産登録を目指します。まず、現実的な目標として国立公園等の指定を目指します。

国立公園等への指定見込みは今のところ不明ですが、指定に向けた取り組みとして、自然環境調査やその結果に基づく保全活用のための関係者協議を行います。事業を通して、①自然環境の適正な保全と活用促進、②事業のPRにより、市民には郷土愛醸成、環境保全意識向上、域外の人には移住や観光促進の効果が期待されます。

仮に指定されれば、県または国による公園事業（環境保全事業や観光設備の整備事業）の推進も期待されます。

1. 事業概要

八重干瀬は、国指定名勝及び天然記念物（文化財）となっているが、同時に自然公園法第1条に定める「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与すること」ができる可能性を有している。

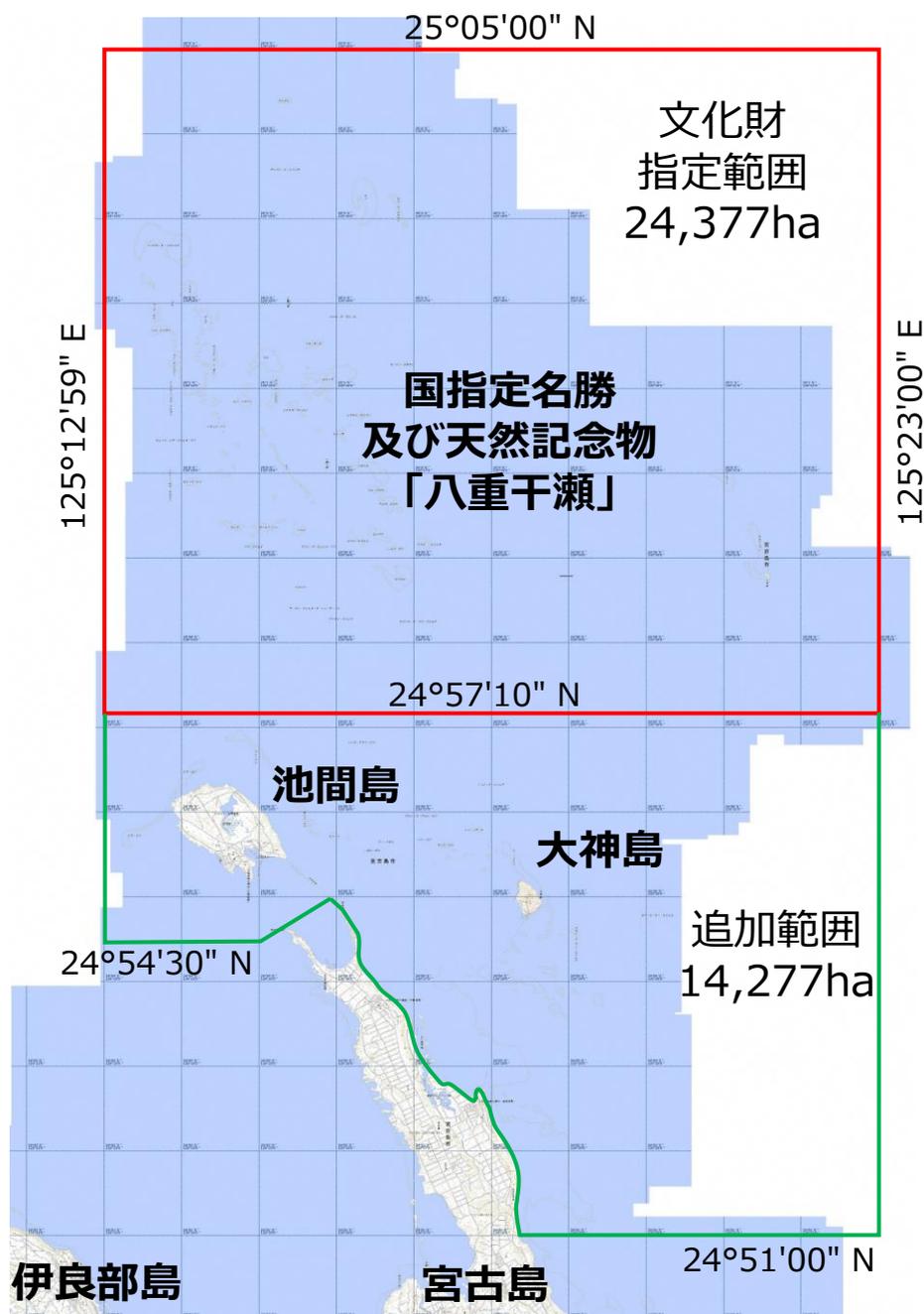
そこで、本事業では、国立公園等への指定（将来的には世界自然遺産登録）を目指すため、八重干瀬とその周辺地域について、その自然資源の現況を把握し、保全活用体制の整備を図る。

2. 主要事業

- (1) 生物調査 海域ではサンゴの分布状況（優占型及び被度）、種類組成のほか、主要生物相を明らかにする。陸域では植生（被度、群度、主要構成種）、その他特記すべき群集、種、樹木等、希少動植物等について明らかにする。
- (2) 地質調査 国指定文化財としては、地形・地質が天然記念物に該当するとされているが、現地の目視踏査を関連資料からの考察のみしかなされていない。宮古島あるいは琉球列島形成において特筆すべき要素を明らかにするための調査を行う。ただし、見込みがなければ実施しない。
- (3) 自然環境保全活用促進協議 自然環境の現況調査を踏まえて、関係者等による保全と活用に関する問題点、対処方法について協議。ゾーニングも含めた保全活用ガイドライン策定を目指す。

3. 対象エリア 八重干瀬、池間島、大神島、狩俣～南静園沿岸等 3.9 万 ha

- (1) 海域 八重干瀬（ウツグス、フデ岩を含む）、池間島周辺、大神島周辺（タマヌヤーミジュキやナラビヌミジュキ等の暗礁を含む）、大神島～島尻間の離礁群、宮古島狩俣・世渡崎～島尻・宮古南静園前の沿岸（南静園前の半島状に突き出たリーフの南側基部付近）及び上記海域内の干出岩礁の全域。
- (2) 陸域 フデ岩、池間島、大神島、宮古島狩俣・世渡崎～島尻・宮古南静園の沿岸で連続した自然・人工植生の分布が確認できる範囲（県道は連続性の分断とする）。池間湿原。



対象エリア案図。宮古島に接する緑色の線は海岸を示すが、陸上環境調査の対象には海岸から連続した植生を含む。

4. 事業期間 令和4～9年度

取組	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
生物調査	●	●	●	●		
地質調査			●	●		
補足調査					●	●
関係者ヒア	●					
成果広報・啓発		●	●	●	●	●
保全協議					●	●

5. 想定関係者

- (1) 行政機関：環境省沖縄奄美自然環境事務所、県自然保護課、県水産課、県漁港漁場課、市エコアイランド推進課、市環境保全課、市水産課、市観光商工課
- (2) 地域関係者：3漁協、美ら海連絡協議会、マリンレジャー関係組織、観光協会、池間自治会、狩俣自治会、大神自治会、島尻自治会、南静園